

平成 26 年 11 月 4 日

江差線における徐行区間及び対象列車の変更について

江差線 泉沢駅～札苅駅間においては、貨物列車の脱線事故発生（平成 26 年 6 月 22 日）以降、当該曲線については損傷したマクラギが残存している区間を含め 45km/h の徐行運転を継続していましたが、10 月 31 日に残存していた損傷マクラギ交換と軌道整備が終了したことから、本日（11 月 4 日）より徐行区間と対象列車を変更することとしました。

1. 変更の内容

当該曲線を含む残存していた損傷マクラギ交換と軌道整備が完了したことから、11 月 4 日より徐行区間を、脱線事故が発生した当該曲線区間（約 600m）に縮小し、かつ貨物列車のみを 45km/h の徐行運転対象としました。

2. 変更の考え方

- （1）残存していた損傷マクラギ交換と軌道整備が終了したことと、従来より厳しい「整備管理値」を用いて保守管理を行うこととしているため、旅客列車は徐行運転の対象外としました。
- （2）過去 2 年間に江差線で発生した 3 回の脱線事故はいずれも貨物列車であり、現在も運輸安全委員会による当該区間における貨物列車脱線事故原因の調査が継続されているため、貨物列車は徐行運転を継続することとしました。

※なお、8 月 21 日より貨物列車のみを徐行とするルールを定めています。

3. 徐行区間の概略図

